入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守し、本契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和２８年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

Ⅰ　入札及び契約に関する事項

１　契約担当者等

（１）　契約担当者　　独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　田中　壮一郎
代理人　理　事　金谷　史明

（２）　郵便番号　　１５１－００５２

（３）　所在地　　東京都渋谷区代々木神園町３番１号

２　競争入札事項

（１）　契約件名　　国立花山青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務

（２）　契約内容等　　別冊仕様書による。

（３）　契約期間　　平成２５年１０月１日～平成２８年９月３０日

（４）　入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

①　競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。
　また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

（５）　入札保証金及び契約保証金　　免除

３　競争参加資格

（１）　独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第３条及び第４条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①　被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②　以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）

（ア）　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（イ）　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ウ）　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（エ）　契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
（オ）　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
（カ）　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
（２）　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時までに平成２５年度に「役務の提供等」が「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされている者であること。
　なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
（３）　法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
（４）　入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
（５）　入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
（６）　当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（７）　競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

４　入札書の提出場所等
（１）　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び契約に関する事務の問い合わせ先
（郵便番号）１５１－００５２
（所在地）　東京都渋谷区代々木神園町３番１号
（機関名）　独立行政法人国立青少年教育振興機構
　　　　　　管理部財務課施設管理室
（電話番号）０３－６４０７－７６７６
（ＦＡＸ）　０３－６４０７－７６６２
（Ｅ－ｍａｉｌ）　honbu-sisetu@niye.go.jp
（２）　入札説明会の日時及び場所
実施しない。
（３）　入札書等の受領期限
平成２５年８月３０日（金）１２時００分（必着）
（４）　入札書の提出方法
①　競争加入者等は、別冊の仕様書及び契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記４の（１）に掲げる者に説明を求めることができる。だだし、入札後は仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
②　競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙２の入札書から競争加入者等の立場により様式Ａ１からＡ３のいずれかで作成した入札書を持参又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならないものとする。
（ア）　入札件名
（イ）　入札金額
（ウ）　競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

（エ） 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③ 入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「９月９日開札〔国立花山青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務〕の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「９月９日開札〔国立花山青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

④ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（５）入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの

② 入札件名及び入札金額のないもの

③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの

④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの

⑥ 入札金額の記載が不明確なもの

⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していないもの

⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの

⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

（６） 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

（７） 代理人による入札

① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。

② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

（８） 開札の日時及び場所
平成２５年９月９日（月）１４：００～
国立花山青少年自然の家　管理研修棟小研修室
（９） 開札
① 開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記４の（７）の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
（ア） 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
（イ） 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

５　落札者の決定方法　　最低価格落札方式とする。
（１）前記４の(４)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記３の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
（２）落札者となるべき者が２人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
（３）落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
（４）競りによる入札（競り下げを実施する場合に限る）は、予定価格の範囲内に達した価格がある場合、落札となるべき価格があること及びその価格を競争加入者等に通知したうえで、競り下げによる入札を行うことができるものとする。ただし、複数の者による入札でなかったときは、競り下げによる入札を行わないものとする。

６　その他

（１）　契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

（２）　競争加入者等に要求される事項

①　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記３の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記４の(３)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

②　競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

③　競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

（３）　競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類

①　競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類は別紙１により作成する。

②　資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

③　提出された書類を競争参加資格の確認並びに納入できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

④　一旦受領した書類は返却しない。

⑤　一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥　競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

（４）　契約書の作成

①　競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から７日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

②　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、契約担当者が契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③　前記②の場合において、契約担当者が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。

④　契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑤　総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

（５）　支払い条件　別冊契約書（案）のとおりとする。

（６）　本件業務の検査等

①　落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。

②　検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別紙１　　競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類
別紙２　　入札書（Ａ１～Ａ３）
別紙３　　委任状（Ｂ１～Ｂ３）
別紙４　　入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点
別　冊　　仕様書
別　冊　　契約書（案）

※ 競争加入者の立場により、別紙２の入札書Ａ１からＡ３及び別紙３の委任状Ｂ１からＢ３を使用すること。

別紙１　　競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

Ⅰ　事前の提出書類

１　競争参加資格の確認のための書類

（１）国の競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し　…１部

２　履行できることを証明する書類

（各提出書類には社名、代表者名、社印及び代表者印を押印）

（１）仕様書に対する作業計画案　…１部

（作業人員、人員配置、作業手順、業務実施体制(組織)図、緊急時連絡体制図等）

（２）業務従事予定者の資格証の写し　…１部

（ボイラー技師免許特級、１級のいずれか）

（３）会社の概要を示す資料（会社概要等）　…１部

３　入札書（定型封筒に封入のうえ密封し、封の上に入札者の印を押す）　…１部

※本件の契約期間は複数年のため、契約期間中に係る全経費の１０５分の１００に相当する金額を記入すること。

４　委任状（見積書に記載する氏名が支店長等の場合に必要。様式Ｂ２）　…１部

５　参考見積書（総額及び時間単価、内訳が記載されていること）　…１部

※本件の契約期間は複数年のため、契約期間中に係る全経費の１０５分の１００に相当する金額を記入すること。

＜提出方法＞

１　提出期限　平成２５年８月３０日（金）　１２時００分（必着）

２　提出先　東京都渋谷区代々木神園町３番１号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
管理部財務課施設管理室

Ⅱ　入札時の提出書類

１　委任状（入札参加者が代理人や復代理人の場合に必要。代理人の場合様式B1若しくは様式B2、復代理人の場合は様式B2及び様式B3）　…１部

２　代理人（復代理人）の名刺　…１部

※その他再度入札に備え、委任状に使用した代理人（復代理人）の印鑑を持参すること。

Ⅲ　落札決定後の提出書類

１　落札内訳書　…１部

２　委任状（契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合）　…１部

＜提出方法＞

１　提出期限　落札決定後、速やかに。

２　提出先　東京都渋谷区代々木神園町３番１号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
管理部財務施設管理室

別紙４　　入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

１　入札書の作成

（１）入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式Ａ１で作成してください。

（２）競争加入者本人以外が作成する場合は、様式Ａ２若しくはＡ３で作成してください。

①　様式Ａ２は、競争加入者の社員など直接代理人になれる者の時に使用してください。

②　様式Ａ３は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人が作成する時に使用してください。

２　委任状の作成・提出

（１）入札書の作成及び開札に競争加入者本人が作成及び参加する場合は、不要になります。

（２）競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、別紙３の委任状のなか入札書の作成及び開札への参加状況により様式Ｂ１からＢ３の中から必要な委任状を作成してください。

①　様式Ｂ１は、競争加入者の社員など直接代理人になる場合に使用してください。
なお、この場合の入札書は、様式Ａ２となります。

②　様式Ｂ２は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる必要がある場合は、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人となる必要があるため使用してください。

③　様式Ｂ３は、直接代理人になれず、復代理人をたてる（様式Ｂ２を作成）必要がある場合は、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人となっている者から、本案件の代理人となる必要があった時に使用してください。

別紙２

（競争加入者本人が入札する場合）

様式A1

入　　札　　書

件　　名　　国立花山青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務

入　札　金　額　　合計 金　　　　　　　　円也（期間総額）

業務名	種　別	見込時間	単　価	見込時間×単価
ボイラー設備等運転管理その他業務	通常勤務	15,929時間	円	円
	深夜勤務	377時間	円	円
水道管理業務	通常勤務	36ヶ月	円	円

※　3年間の見込み時間とする。

※　勤務時間はすべての従業員分を含むものとする。

※　水道管理業務の単価は月当たりとする。

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長　田中　壮一郎
代理人　理　事　金谷　史明　殿

競争加入者

住　　　所
会　社　名
氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙2

（競争加入者の代理人が入札する場合）

様式A2

入　　札　　書

件　　名　　国立花山青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務

入　札　金　額　　合計　金　　　　　　　　円也（期間総額）

業務名	種　別	見込時間	単　　価	見込時間×単価
ボイラー設備等運転管理その他業務	通常勤務	15,929時間	円	円
	深夜勤務	377時間	円	円
水道管理業務	通常勤務	36ヶ月	円	円

※　3年間の見込み時間とする。

※　勤務時間はすべての従業員分を含むものとする。

※　水道管理業務の単価は月当たりとする。

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長　田中　壮一郎
代理人　理　事　金谷　史明　殿

競争加入者

住　　　所
会　社　名
氏　　　名

代　理　人

住　　　所
代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙2

（競争加入者の復代理人が入札する場合）

様式A3

入　　札　　書

件　　名　　国立花山青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務

入　札　金　額　　合計 金　　　　　　　　円也(期間総額)

業務名	種　別	見込時間	単　　価	見込時間×単価
ボイラー設備等運転管理その他業務	通常勤務	15,929時間	円	円
	深夜勤務	377時間	円	円
水道管理業務	通常勤務	36ヶ月	円	円

※　3年間の見込み時間とする。
※　勤務時間はすべての従業員分を含むものとする。
※　水道管理業務の単価は月当たりとする。

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長　田中　壮一郎
代理人　理　事　金谷　史明　殿

競争加入者

住　　　所
会　社　名
氏　　　名

復 代 理 人

住　　　所
復代理人氏名　　　　　　　　　　　　印

別紙3

（代理委任状の参考例1：社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合）

様式B1

委　　　任　　　状

私は、（代理人氏名）　　　　　　　　　　　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

平成25年8月2日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立花山青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑
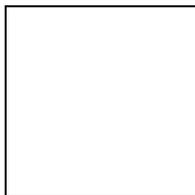
平成　　　年　　月　　日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長　田中　壮一郎
代理人　理　事　金谷　史明　殿

委　任　者

住　　　所
会　社　名
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で

作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

別紙3

（代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間、競争加入者の代理人となる場合）

様式B2

委　　任　　状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）　住　所
　　　　　　　　　会社名
　　　　　　　　　氏　名

委任事項
1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件
6. ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

委任期間 ： 平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで

受任者（代理人）使用印鑑
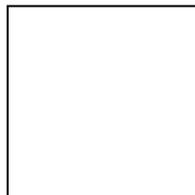
平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長　田中　壮一郎
代理人　理　事　金谷　史明　殿

委　任　者

住　　　所
会　社　名
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で

作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

別紙3

（代理委任状の参考例3：支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合）

様式B3

委　　　任　　　状

私は、（復代理人氏名）　　　　　　　　　　を（競争加入者）の代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

平成25年8月2日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立花山青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑
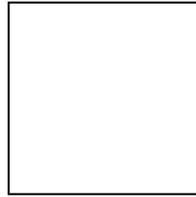
平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長　田中　壮一郎
代理人　理　事　金谷　史明　殿

委　任　者（競争加入者の代理人）

住　　　所
会　社　名
代理人氏名　　　　　　　　　　　印

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

契　　約　　書（案）

請負件名　　国立花山青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務

請負金額　　通常勤務　　　　　１時間当たり　金　　　　　円也
　　　　　　　　　　　　　　（うち消費税及び地方消費税額　金　　円）
　　　　　　深夜勤務　　　　　１時間当たり　金　　　　　円也
　　　　　　　　　　　　　　（うち消費税及び地方消費税額　金　　円）
　　　　　　水道管理業務　　　１月当たり　金　　　　　円也
　　　　　　　　　　　　　　（うち消費税及び地方消費税額　金　　円）

発注者　独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　田中壮一郎　代理人　理事　金谷史明（以下「発注者」という。）と受注者（以下「受注者」という。）との間において、「国立花山青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務」（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務の履行）
第１条　受注者は、別紙仕様書によるほか，本法人職員の指示に基づき業務を実施するものとする。
（契約期間）
第２条　契約期間は、平成２５年１０月１日から平成２８年９月３０日までとする。
（完了報告書の提出）
第３条　受注者は、業務終了後、完了報告書を国立花山青少年自然の家総務・管理係に提出し、確認を受けるものとする。
（業務の瑕疵）
第４条　受注者は、受注者の従業員が発注者の建物及びその他の財産を、故意又は過失により毀損又は滅失したときは賠償の責を負うものとする。但し、天災その他避けることが出来ない事由による場合はこの限りではない。
（請求書提出先）
第５条　請負代金の支払いは１ヶ月毎とし、その月の業務終了後、受注者は当該月分の請求書を国立花山青少年自然の家総務・管理係に送付するものとする。
（代金の支払）
第６条　代金は適正な請求書を受理後、原則として検収の翌月末までに支払うものとする。
（契約の解除）
第７条　発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。
　（１）受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
　（２）この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
　（３）受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

（４）受注者が次のいずれかに該当するとき

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（５）前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（６）発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

２　前項により契約を解除する場合には、（６）が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする１ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、（１）から（５）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

３　前第１項（１）から（５）が生じたときには、発注者は契約の解除若しくは契約を解除せずに受注者が発注者に違約金を支払って継続できるものとする。

４　受注者は、倒産等業務の継続が困難な場合を除き、契約解除の通告を受けた月の翌月末日（契約解除の通知が３月の場合は当月末日）を限度として、次期受注者の契約期間開始日の前日まで本契約の業務を請負わなければなら

ないものとする。なお、契約解除を通知した日から業務終了日までの請負費用については、請負金額を当該期間について日割り計算した金額（１円未満は切捨てとする。）を、発注者は受注者に支払うものとする。

５　前第１項（１）から（５）が生じたときには、発注者は契約の解除、若しくは、受注者に違約金を請求することができるものとする。

（契約保証金）

第８条　契約保証金は免除する。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第９条　受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一　受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。（以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条第１項に規定する排除措置命令又は同法第５０条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第６６条第４項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会公示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二　公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。

三　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　受注者は、この契約に関して、第１項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（一般的約定）

第 10 条　この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則、発注工事請負等契約規則を遵守するものとする。

（紛争の解決）

第 11 条　この契約について、発注者・受注者間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

（裁判管轄）

第 12 条　この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

（その他）

第 13 条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は発注者・受注者間で協議して定めるものとする。

（消費税）

第 14 条　消費税の税率の改正による消費税の増加額分及び地方消費税額分につき請負代金額等を変更するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各１通を所持するものとする。

平成２５年　　月　　日

発注者　住　所　東京都渋谷区代々木神園町３番１号
　　　　氏　名　独立行政法人国立青少年教育振興機構
　　　　　　　　理　事　長　　田中　壮一郎
　　　　代理人　理　　　事　　金谷　史明

受注者　住　所
　　　　氏　名

競争加入者心得

（趣旨）

第1　独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「青少年教育振興機構」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては，独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程（以下「会計規程」という。），独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）〔，国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令〕〔，国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令〕その他の法令及び文部省発注工事請負等契約規則に定めるもののほか，この心得の定めるところによるものとする。〔注‥〔　〕は当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に該当する場合に記載する。〕

（競争加入者の資格）

第2　一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は，契約事務取扱規則第3条及び第4条に該当しない者であって，契約責任者が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。なお，未成年者，被保佐人は又は被補助人であって，契約締結のために必要な同意を得ている者は，同第3条中，特別の理由がある場合に該当する。

（入札保証金）

第3　競争加入者は，入札公告，公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては，入札書の提出期限までに，その者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し，又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第4　第3に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区分	種　　類	価　　値
ア	国　債	債権金額
イ	政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割に相当する金額
ウ	資金運用部資金法第7条第1項第9号に規定する金融債	同　左
エ	日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券でイ以外のもの	同　左
オ	地方債	債券金額
カ	契約責任者が確実と認める社債	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割に相当する金額

キ	銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関(出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第 3 条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額
ク	銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは，裏書をした手形	手形金額(当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
ケ	銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額
コ	銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関の保証	保証金額

（入札保証金等の納付）

第5　競争加入者は，入札保証金を別紙第 1 号様式の入札保証金納付書（以下「入札保証金納付書」という。）に添えて，出納責任者　独立行政法人国立青少年教育振興機構 管理部財務課長　阿部　幸治（以下「出納責任者」と言う。）に提出しなければならない。

第6　競争加入者は，入札保証金として提供する担保が国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）の規定により登録された地方債であるときは，当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし，かつ，登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して，出納責任者に提出しなければならない。

第7　競争加入者は，入札保証金として提供する担保が第 4 のケに規定する定期預金債権であるときは，当該債権に質権を設定し，かつ，当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して，契約責任者に提出しなければならない。

第8　競争加入者は，入札保証金として提供する担保が第 4 のコに規定する金融機関の保証であるときは，当該保証を証する書面を入札保証金納付書に添付して，契約責任者に提出しなければならない。

第9　競争加入者は，入札保証金として提供する担保が第 6，第 7 及び第 8 に規定するもの以外のものであるときは，当該担保を入札保証金納付書に添付して，出納責任者に提出しなければならない。

第10　競争加入者は，第 5 から第 9 までの規定により，入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは，担当職員の確認を受けたのち，これを封筒に入れ密封し，かつ，その封皮に，入札保証金が現金であるときはその金額，入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類，有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人にあっては，

その名称又は商号）を明記するものとする。

第11　競争加入者は，保険会社との間に青少年教育振興機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には，当該契約に係る保険証券を契約責任者に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第12　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は，競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは，契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し，契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後（契約書を作成しないときは，契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金の青少年教育振興機構帰属）

第13　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は，契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは，青少年教育振興機構に帰属するものとする。

（入札）

第14　競争加入者は，図面，仕様書，現場説明書等を熟覧し現場確認の上，この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において，図面，仕様書，現場説明書等について疑義があるときは，関係職員の説明を求めることができる。

第15　競争加入者は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2　競争加入者は，入札に当たっては，競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意志についていかなる相談も行わず，独自に価格を定めなければならない。

3　競争加入者は，落札者の決定前に，他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

（入札辞退）

第16　指名競争に参加する者として指名された者のうち，入札を辞退しようとする者は，次の各号に掲げるところにより，入札を辞退することができる。

1　入札執行前にあっては，別紙第2号様式の入札辞退書を契約責任者に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。

2　入札執行中にあっては，入札辞退書又はその旨を明記した入札書を，契約責任者に直接提出するものとする。

2　入札を辞退した者は，これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（代理人）

第17　競争加入者又はその代理人は，当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第18　競争加入者は，契約事務取扱規則第3条及び第4条に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

（入札場の自由入退場の禁止）

第19　入札場には，競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第33の立会い職員以外の者は入場することができない。

第20　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻以後においては，入札場に入場することができない。

第21　競争加入者又はその代理人は，入札場に入場しようとするときは，入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし，写真機，複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮

明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第22　競争加入者又はその代理人は，契約責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札場を退場することができない。

第23　入札場において，公正な執行を妨げようとした者は，入札場から退去させるものとする。

第24　入札場において，公正な価格を害し，又は不正の利益を得るために連合した者は，入札場から退去させるものとする。

（入札書の提出）

第25　競争加入者は，別紙第 3 号様式による入札書を作成し，当該入札書を封筒に入れ密封し，かつ，その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）及び工事名称を表記し，入札公告，公示又は指名通知に示した日時までに，その入札執行場所に提出しなければならない。

2　提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第26　入札書は，〔入札保証金の全部の納付を免除された場合であって，契約責任者においてやむを得ないと認めたときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては，二重封筒とし，表封筒に入札書在中の旨を朱書し，中封筒に入札件名及び入札日時を記載し，契約責任者あての親展で提出しなければならない。〔注‥〔　〕は，当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。〕

第27　前項の入札書は，入札公告，公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第28　代理人が入札する場合は，入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

第29　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第30　競争加入者は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

（競争入札の延期又は廃止）

第31　契約責任者は，競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは，当該入札を延期し，又はこれを廃止することができる。

（無効の入札）

第32　次の各号の一に該当する入札書は，これを無効のものとして処理する。

1　一般競争の場合において，公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

2　指名競争の場合において，指名をしていない者の提出した入札書

3　請負に付される工事の表示，入札金額の記載のない入札書

4　競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書

5　代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名杯又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には，正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
6　請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
7　入札金額の記載が不明確な入札書
8　入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
9　納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
10 入札公告，公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
11 公正な価格を害し，又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
12 その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）
第33　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（落札者の決定）
第34　有効な入札書を提出した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第35　予定価格が 1 千万円を越えるものについては，契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において，当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は，契約責任者の行う調査に協力しなければならない。

第36　予定価格が 1 千万円を越えるものについて，契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第37　第 35 及び第 36 の規定により契約の相手方を決定したときは，他の入札者に入札結果を通知する。

（再度入札）
第38　開札をした場合において，競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。ただし，郵送による入札を行った者がある場合において，直ちに再度の入札を行うことができないときは，契約責任者が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定）
第39　落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

（契約書の作成）

第40　契約書を作成する場合においては，落札者は，契約責任者から交付された契約書案に記名押印し，落札決定の日から 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，契約責任者が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第41　落札者が第 40 に定める期間内に契約書を提出しないときは，落札の決定を取り消すものとする。

（請書等の提出）

第42　契約書の作成を要しない場合においては，落札者は，第 40 に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を契約責任者に提出しなければならない。ただし，契約責任者がその必要がないと認めて指示したときは，この限りではない。

（契約保証金の納付等）

第43　契約の相手方は，入札公告，公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては，指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し，又は提供しなければならない。

第44　契約の相手方は，契約保証金を別紙第 4 号様式の契約保証金納付書（以下「契約保証金納付書」という。）に添えて，出納責任者に納付しなければならない。

第45　契約保証金に代わる担保の種類，価値及び提供の手続きは，入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第46　契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは，当該担保の価値は保証金額とし，契約の相手方は，当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して，契約責任者に提出しなければならない。

第47　契約の相手方は，保険会社との間に青少年教育振興機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には，当該契約に係る保険証券を契約責任者に提出しなければならない。

第48　契約の相手方は，公共工事履行保証証券による保証を付する場合には，当該保証を証する証券を契約責任者に提出しなければならない。

第49　落札者は，契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり，又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは，当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし，出納責任者が，これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りでない。

（契約保証金の青少年教育振興機構帰属）

第50　落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は，これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは，青少年教育振興機構に帰属するものとする。

（契約保証金の還付）

第51　契約保証金又は契約保証金の担保は，契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは，これを還付する。

（異議の申立）

第52　入札をした者は，入札後，この心得，図面，仕様書，現場説明書等についての不知又は不明を理由として，異議を申し立てることはできない。

１章　総則

１．１ 業務概要

ａ．業　務　名

国立花山青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務

ｂ．業務場所

宮城県栗原市花山字本沢沼山６１－１　　国立花山青少年自然の家構内

ｃ．業務期間

平成２５年１０月　１日　から　平成２８年　９月３０日　まで

ｄ．この保全業務（以下「業務」という。）の請負者は，独立行政法人国立青少年教育振興機構　会計規程、契約事務取扱規則を遵守、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し，この特記仕様書，建築保全業務共通仕様書　平成20年版（以下「標準仕様書」という。）に基づき次の業務を履行する。

ｅ．業務施設名称と概要

別紙のとおり

ｆ．特記仕様書の適用方法

（１）・印で始まる事項については，○印を付した事項のみ適用する。

（２）表中の各欄に数字・文字・記号等を記入する事項については，記入した事項のみ適用する。

（３）＝又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

g. 単価契約とする。

１．２ 請負代金の支払

この業務の請負者は，発注者又は検査職員の行う月毎の検査に合格した後、業務を完了した当該１ヶ月分の請求書を、独立行政法人国立青少年振興機構国立花山青少年自然の家総務･管理係に送付するものとする。

請負代金の支払いは、独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部財務課より、業務の検収後翌月末払いとする。

１．３ 業務責任者等

業務対象設備に係る業務責任者は，ボイラー設備等の運転及び日常点検について総合的に判断できる知識と技能を有する以下の免許の所持者とする。

免許の種類		備　　考
ボイラー技士	⊙　１級以上	
	・　２級以上	
水道技術管理者		水道法第１９条による

１．４ 業務従事者

業務対象設備に係る業務従事者は，次の資格を有するものとする。

業務従事者は，労働安全衛生法に定める以下の免許の所持者とする。

免許の種類		備　　考
ボイラー技士	⊙　１級以上	２人以上、１名常駐
	・　２級以上	

１．５ ボイラー取扱作業主任者の選任

ボイラー及び圧力容器安全規則第１４条に基づき，本業務に従事する者の中から，ボイラー取扱作業主任者を選任すること。

１．６ 業務場所の安全衛生管理

ボイラー運転従事者は，指定数量以上の危険物を取り扱うため，危険物取扱者免状を所持するものとし、そ

の中から危険物取扱主任者を選任すること。

1．7 安全対策等

利用者及び職員に対しての安全対策を行うこと。

1．8 室内への立ち入り

次の部屋に入室する際は，監督職員の承諾を受けること。

利用中の研修室、宿泊室等

1．9 養生

応急処置等の修理を行う際には、適切な養生を行うこと。

1.10 試験器及び工具等

業務を実施するために必要な試験機及び工具類は貸与する。

1.11 業務の履行の立会い

代行機関の実施するボイラー及び第１種圧力容器の性能検査及び消防署による立ち入り検査

~~1.12 業務の履行の確認及び報告~~

~~1.13 点検の省略~~

次の部分については，点検を省略する。

1.14 電力用水費等

業務を実施するために必要な電力、給水は支給する。

1.16 控室等

ボイラー運転管理業務を行う技術者等は，ボイラー室に常駐し，控室は休憩室とする。

1.17 事前検討

業務に当たっては、発注者より貸与された関係図面・図書並びに運転・監視、点検及び保守等の記録を事前に十分検討すること。

1.18 緊急時の対応等

夜間等における緊急事態に対して、宿直職員・警備員等と連絡を取り合い、職員の指示に従うこと。

1.19 業務の引継ぎ

次回受注者への業務の引継ぎを行うこと。

保　全　業　務　特　記　仕　様　書

（ボイラー等運転・監視）

平成 25～28 年度

独立行政法人国立青少年教育振興機構

２章　運転・監視及び保守点検業務特記事項

2. 1　運転・監視業務等対象設備の概要

運転及び監視業務は、以下に掲げる設備とし、業務内容は標準仕様書によるものとする。

設置場所	設備名称	設備概要	数　量	運転期間	運転時間
	蒸気ボイラー	炉筒煙管式 伝熱面積　29.2㎡ 最高圧力　0.981MPa	２台		
	温水ヘッダ	内容積　0.088m3 最高圧力　0.392MPa	１台		
	貯湯槽	内容量　5.24m3 最高圧力　0.49MPa	２台		
	補機類		１式		

2．2 ボイラー設備等の運転管理業務を行う日時等は，下記による。

ただし、必要に応じて発注者・請負者協議のうえ、変更することができる。

項　　目 月　　日	運転管理業務時間	備　　考
４月１日 ～ ４月３０日	6：00 ～ 22：00	暖房、浴室給湯、日常点検・管理業務
１１月１日 ～ ３月３１日		
５月１日 ～ １０月３０日	8：30 ～ 22：00	浴室給湯、日常点検・管理業務
～	～	
～	～	
利用者の居ない場合	運転監視を行わない	

2．3 取替部品等

・ボイラーの運転監視及び保守点検に伴う点検整備における取替部品等は支給する。

・

2．4 業務報告書

業務完了後に，次の書類等を１部提出する。

・業務報告書・・・・別に定める書式で毎日１部提出する。

・定期点検業務報告書・・・・・月例点検及び年次点検の業務報告書は請負業者の定める書式で業務終了後速やかに１部提出する。

・残留塩素等測定結果報告書・・請負業者の定める書式で１ヶ月の測定が終了後速やかに１部提出する。

2．5 水質検査

検査項目、周期は標準仕様書による。

2．6 外気温度上昇時の措置

本業務実施に当たり，外気温度が１３℃を越えた場合，暖房用ボイラーの運転を停止し，外気温度に留意し温度低下の状態を勘案し再運転する。

2．7 その他

・本業務実施の参考とするため，配置図，系統図等を添付する。

・冬季積雪時において、ボイラー室および地下タンク周辺の除雪を行い、適切な維持管理に努めること。

３章　その他特記事項

１．日常点検業務

3.1.1　点検保守業務の業務内容は以下のとおりとし、具体的な作業内容及び周期は、別に定める点検基準等によるものとする。

・　ボイラー等の熱源設備の点検保守
（ボイラー等の第１種圧力容器については自主点検を毎月実施すること。）
・　空気調和設備の点検保守
・　給排水衛生設備の点検保守
・　監視制御設備の点検保守
・　昇降機設備の運転・監視

業務の実施にあたっては、機器を常に良好な状態に保ち、正常に動作するように努めること。

3.1.2　業務報告書
業務完了後に，次の報告書を１部提出する。
・業務報告書・・・・点検保守の業務報告書は別に定める書式で業務終了後速やかに１部提出する。

２．日常管理業務

3.2.1　日常管理業務の業務内容は以下のとおりとし、具体的な作業内容は、別に定める管理基準または要領によるものとする。

・　浴室の管理

3.2.2　管理業務において、専門業者の修理を要する場合及び消耗品の保管数が少なくなった場合は、速やかに担当職員へ報告すること。

3.2.3　業務報告書
業務完了後に，次の報告書を１部提出する。
・業務報告書・・・・業務報告書は別に定める書式で業務終了後速やかに１部提出する。

３．応急処置及び修理業務

3.3.1　日常点検において機器等の故障または異常を発見した場合または、担当職員からの連絡により応急処置の必要があるときは、常備する工具類または部品を用いて、速やかに処置すること。
3.3.2　機器等の修理において、専門業者の修理を要する場合は、速やかに担当職員へ報告すること。
3.3.3　業務報告書
業務完了後に，次の報告書を１部提出する。
・業務報告書・・・・業務報告書は別に定める書式で業務終了後速やかに１部提出する。
3.3.4　その他、担当職員が指示する関連業務を実施すること。

４．水道技術管理業務

3.4.1　業務の履行にあたり、水道技術管理者を選任する。
3.4.2　水道技術管理の業務内容は以下のとおりとし、具体的な作業内容及び周期は、別に定める業務要領によるものとする。

点検基準

独立行政法人国立青少年教育振興機構

空気調和設備

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
空気調和機	本体	エアフィルターの汚れ・損傷・変形の有無、清掃			○	1/6ヶ月	
		スプレーノズルの詰り・腐食・脱落の有無、清掃			○	1/6ヶ月	
		加湿用水槽の汚れ・腐食・さび等の点検清掃				1/6ヶ月	
		空調機内外部の空気漏れの点検			○		
		風量調節ダンパ・防火ダンパの作動点検、調整			○		
		温湿度センサーの作動点検、清掃			○		
		吹出口・還気口の汚れ点検、清掃	○				
		吹出口・還気口の腐食・さび・変形等の点検				1/6ヶ月	
	自動制御装置	検出部の損傷・変形・汚れの点検清掃			○		
		調節部の損傷・破損・変形等の点検清掃			○		
		操作部の損傷の有無点検			○		
		記録計・指示計の損傷・変形・摩耗・汚れ及び作動状態の点検清掃			○		
		指示値どおり各部が正常に作動するか機能点検を行う			○		
	各種配管・弁・付属装置	保温・防露の亀裂・欠落の有無				1/6ヶ月	
		弁・付属装置の作動の良否				1/6ヶ月	
		付属配管のゆるみ・損傷の有無点検、調整				1/6ヶ月	
ファンコイルユニット		送風機の汚れ清掃、変形・さびの有無				1/6ヶ月	冷暖房運転期間
		送風機異音・振動の点検調整	○				
		冷温水コイルの腐食・変形の有無の点検				1/6ヶ月	
		冷温水コイルの汚れ清掃・詰まり点検				1/6ヶ月	
		ドレンパンの排水口点検、清掃				1/6ヶ月	
		エアフィルターの損傷・変形の点検清掃	○				
		吹き出しグリルの腐食・さび・変形等の点検清掃	○				
		取付状態の点検調整				1/6ヶ月	

空気調和設備

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
送・排風機		電動機の異音・振動・発熱の点検調整			○		
		運転時負荷・電流の確認	○				
		軸受けの温度・振動の有無点検			○		
		Vベルトの伸び・亀裂その他異常の有無の点検調整			○		
		羽根車・ケーシングの汚れ・さび・変形の点検			○		
		潤滑油の点検・補充			○		
		取付状態の点検調整				1/6ヶ月	
		電動機の絶縁測定				1/6ヶ月	
露出配管	配管	継ぎ手・分岐箇所の漏れ、蒸気漏れ点検			○		
		伸縮継ぎ手の作動状況・損傷・漏れ点検			○		
		弁の漏れ・損傷の有無の点検調整			○		
	保温材・支持金物	保温材の外装の状態、支持金物の変形・損傷の有無点検			○		

給排水衛生設備

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
衛生器具		取付状態の点検調整	○				
		水栓の破損・作動状態の点検調整、交換	○				
		排水状態の点検調整	○				
		フラッシュバルブの作動状態の点検調整、交換	○				
		ボールタップの作動状況の点検調整	○				
		吐出水量の点検調整	○				
貯湯槽	湯温・水頭圧・蒸気圧等	給湯温度・水頭圧・蒸気圧及び温度調節弁の作動状態の点検調整	○				
		スチームトラップの作動点検	○				
	温水循環ポンプ	作動の良否、異常の有無点検	○				
	給湯配管	腐食・損傷等の点検		○			
	本体	損傷・水漏れ・温調弁等の点検			○		
		保温の損傷の有無点検			○		
	管・弁	給水管・蒸気管・排水管の腐食・漏れ・損傷の有無点検			○		
		減圧弁の取付作動状況の点検			○		
		逃し弁・安全弁の漏れ、取付作動状況の点検			○		
給排水用ポンプ		圧力・電流値により作動状況の点検	○				
		異音・振動の有無	○				
		グランド側よりの滴下量点検、調整		○			
		潤滑油のグリース等の点検、補充			○		
		自動制御装置の作動状況点検、調整			○		
		カップリング及びゴムの点検、調整			○		
		電動機の絶縁抵抗測定、記録				1/6ヶ月	
		カーボンブラシの点検調整			○		
配管		継ぎ手・分岐箇所の漏れ点検	○				
		弁の漏れ・損傷の有無及び作動点検、調整	○				
		支持金物類の取付状況の点検			○		
		保温材の破損・損傷状態の点検			○		

給排水衛生設備

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
滅菌装置		消毒剤の消費状態の点検調整、補充（取扱説明書による）		○			
		残留塩素の測定を行い、測定値を記録する	○				
ろ過装置		逆流洗浄を行う（取扱説明書による）	○				
消火栓ポンプ		漏水の有無の点検、調整	○				
		ポンプモーターの作動の良否及び異音の有無点検		○			
		試験送水を実施し、送水圧の指示値の確認		○			
		電動機の絶縁抵抗測定、記録				1/6ケ月	
消火水槽		漏水の有無の点検	○				
		水槽内の水量点検	○				
		補給水弁開閉機構の点検調整		○			
（簡易）専用水道		水道技術管理者としての法定業務・定期点検				適宜	

監視制御設備

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
監視制御設備	監視制御盤	外部の汚損・損傷の有無	○				
	監視盤	信号灯・表示灯の点灯の確認	○				
	中継盤	操作スイッチ・切替スイッチの正常位置の確認	○				
	遠方監視盤	警報装置の作動の確認		○			
	（グラパネ含む）	各種指示値の確認	○				
		記録計の機能の確認	○				
		排気ファンの異常の有無	○				
		プリンターの異常の有無	○				

電気設備

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
照明設備		カバー、本体の変形・破損等の確認			○		
		照明器具からの異音、異臭等の確認		○			
		管球の球切れの確認及び交換	○				
		共通部の点灯及び消灯	○				
電力設備		取付状況の点検		○			
		配線器具・分電盤等の変形・破損の確認	○				
		受変電設備からの異音・異臭等の確認	○				
		過電流、漏電によるトリップの確認・復旧				随時	
消防設備		感知器・誘導灯等の脱落、破損等の確認		○			
		管球の球切れの確認及び交換		○			
非常用電源設備	自家発電、非常蓄電池	スイッチ位置、計器指示値を確認					
		蓄電池の損傷、汚れ、液漏れの確認					
		燃料、オイル、冷却水等の漏れの確認					
		本体の変形・損傷の確認					

昇降機設備

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
昇降機設備		戸の開閉がスムーズに動作するかの確認					
		乗り場ボタン、三方枠、戸、かご等に損傷、汚れ等の確認					
		操作スイッチ等が正常に動作することを確認					
		安全装置が正常に動作するかを確認					
		注意事項等が正しく掲示されているかを確認					
		走行中に振動、異音等がないかを確認					
		着床に異常がない事を確認					

給湯器（エコキュート）

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
エコキュート	ヒートポンプユニット	外観点検　吸込口　吹出口をふさいでないか			○		詳しくは各機器の説明書を参照
	配管	浴槽のお湯を排水した後、ふろ循環アダプタの水洗い清掃を行う		○			
		リモコンのふろ配管洗浄機能を利用して、配管洗浄を行う。		○			
		リモコンのふろ配管洗浄機能を利用して、配管洗浄を行う。（洗浄剤により）				1回/6ケ月	
		配管水凍結のおそれがある場合は、凍結防止ヒーターのコンセントを入れる				冬期	
	貯湯ユニット	床面に水漏れがないか確認		○			
		タンク内水　排水作業をして、貯湯タンク内の汚れを流す				1回/6ケ月	
		逃し弁レバーを上げて、排水口からお湯が出ることを確認する				1回/6ケ月	

浴室管理

管　理　基　準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
浴室管理		浴槽水の排水、張水	○				
		残留塩素の測定を行い、測定値を記録する	○				
		浴槽水、カラン、シャワーの温度確認	○				
		浴槽、洗い場、脱衣所、排水口等の清掃	○				
		備品の整理整頓	○				
		消耗品の管理、補充	○				
		高濃度塩素による消毒				指示による	
機械室管理	循環ろ過装置	漏水の有無の点検、調整	○				
		作動の良否及び異音の有無点検		○			
		逆流洗浄を行う（取扱説明書による）		○			
		ヘアキャッチャーの清掃	○				
	混合装置	設定温度の確認	○				
		作動の良否及び異音の有無点検	○				
	薬液注入装置	消毒剤の消費状態の点検調整、補充	○				
		作動の良否及び異音の有無点検	○				

プール管理

管　理　基　準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
プール管理	プール	残留塩素の測定を行い、測定値を記録する	○				
		水量、水温及び室温調整	○				
		暖房設備の運転保守	○				
	循環ろ過装置	漏水の有無の点検、調整	○				
		作動の良否及び異音の有無点検		○			
		逆流洗浄を行う（取扱説明書による）		○			
		ヘアキャッチャーの清掃	○				
	薬液注入装置	消毒剤の消費状態の点検調整、補充	○				
		作動の良否及び異音の有無点検		○			

ボイラー他熱源設備

点　検　基　準

ボイラー他熱源設備の第１種圧力容器については、第1種圧力容器の自主点検を毎月行うこと。

機器名			点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
ボイラー設備	ボイラー本体	鏡板	汚損・腐食・変形の有無			○		
		炉筒	変形・漏れの有無			○		
		ケーシング	腐食・変形の有無			○		
		マンホール	腐食・変形の有無			○		
		圧力計・水高計	指針の狂い・取付状態・ガラス破損・汚れの有無	○				
		安全弁・逃し管	漏れの有無	○				
		水面測定装置	機能テスト、漏れの有無	○				
		ボイラー水	PH測定及び吹き出しの実施	○				
		自動制御装置	圧力調整装置・燃料遮断装置・水位調整装置等の作動の良否、調整			○		
		通風装置	送・排風機の異音、振動等異常の有無及び調整		○			
		ﾊﾞｰﾅｰﾀｲﾙ及び炉壁	亀裂・欠損の有無			○		
		付属設備	蒸気管・弁・付属配管・保温・So2計、電源用・制御用電線等の破損、欠落の有無		○			
		給水装置	ポンプ・配管・弁の損傷、漏れ等の有無及び調整			○		
	バーナー関係	油量調整機構	油量・油圧等の設定位置、点検調整	○				
		ノズル・チップ	汚れ・損傷の有無及び清掃	○				
		火炎検出装置	作動の良否、汚れ・焼損状態の点検清掃	○				
		着火装置	汚れ・損傷の有無、点検調整清掃	○				
		ロータリーバーナー	ゆるみ・亀裂の有無、点検調整			○		
		燃焼状態	炎の大きさ・形・輝度の点検調整	○				
		燃料の遮断装置	感震装置の作動確認			○		
			油電磁弁の作動の良否確認		○			
		制御装置	作動の良否、ゆるみ・汚れの有無、点検調整清掃	○				
軟水装置	本体等		深水検査及び再生作業	○				
			操作バルブの作動の良否確認			○		
			充填物の量、汚れ点検、逆流作業			○		
			本体・配管・弁・継ぎ手等の漏れ、損傷の有無			○		

ボイラー他熱源設備

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
貯油槽	槽及び配管	残油量・漏れの点検	○				
		防油堤内の汚れ・通気管の損傷・腐食等の点検、清掃			○		
		配管・継ぎ手・弁等の油漏れ点検、調整			○		
		油槽内の水分点検				1/6ヶ月	
		弁類の作動の良否、亀裂・変形の有無				1/6ヶ月	
		変形・漏れ・腐食の有無				1/6ヶ月	
	油量計・油面計	計器の作動の良否確認			○		
		汚れ・漏れの点検清掃			○		
	ギヤーポンプ	異常音・振動の有無、電流値等の点検		○			
		油漏れの有無			○		
熱交換機	本体	損傷・変形・漏れの点検			○		
		保温の欠落の有無			○		
	配管・付属品	安全弁・逃し管等の損傷、漏れの有無、点検調整		○			
		減圧弁・温調弁等の漏れの有無、点検調整	○				
		二次側設定値の変動・異常の有無、点検調整	○				
		圧力計他指示値の適正の良否確認、調整	○				
還水槽		外部の保温、ケーシングの損傷・脱落の有無				1/6ヶ月	
		水面計・温度計の点検、調整、清掃			○		
		補給水電磁弁の作動の良否			○		
煙道・煙突		煙道の損傷・漏れの有無、通風圧の良否点検			○		
		煙突・点検口・ばい煙測定口からの漏れの点検				1/6ヶ月	
		耐火断熱材等の欠落・損傷状態の点検				1/6ヶ月	
		水溜まりの有無の点検、排出				1/6ヶ月	
		堆積する灰塵量の点検、除去				1/6ヶ月	
		SO2計の作動状態の点検清掃	○				
燃料タンク		燃料残量、使用量の確認	○			1/6ヶ月	
		タンク、配管、継ぎ手からの漏れの点検		○			
		燃料ポンプの動作の良否		○			

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
ヘッダー		圧力計・湿度計の指針の誤差、汚れ点検調整			○		
		損傷・汚れ・変形の有無				1/年	
		保温被覆等の損傷の有無				1/年	
		取り出し弁類・配管類のさび・漏れ・作動不良の点検調整				1/年	
吸収式冷凍機	蒸気の供給装置	減圧弁・湿度弁等の指針の狂いがないか	○				
		制御弁等の弁開度機構の異常の有無	○				
		ストレーナーの点検清掃				1/6ヶ月	
	蒸発器	真空度保持点検	○				
		冷水ポンプの振動・騒音の有無	○				
		冷水量が規定内にあるか、変動の有無	○				
		冷水の入口・出口の温度の異常の有無	○				
		冷水出口温度と冷媒温度の差の有無	○				
	吸収器	希溶液・濃溶液の温度の変動の有無	○				
		冷却水の温度・水量の変動の有無	○				
		溶液ポンプの振動・騒音の有無	○				
		冷却水ポンプの振動・異音の有無			○		
	濃縮器	冷却水出入口温度の変動の有無	○				
		真空度の変動の有無	○				
		冷却水出入口温度と冷媒温度の差の変動の有無	○				
		冷媒温度の変化の有無	○				
	再生器	希溶液・濃溶液の温度の適否点検	○				
		濃溶液が濃度既定値以上にならないように監視			○		
	油気装置	油変・油面の適否点検、注油	○				
		ポンプ保守のため空気侵入の有無にかかわらず運転		○			
		油気ポンプ到達真空度の点検		○			
		ベルトの張り具合及び損傷の有無			○		
	制御装置	作動の良否、損傷の有無の点検	○				夏期冷房運転期
	その他	別冊の製造者吸収式冷凍機取扱説明書の内容を実施					

ボイラー他熱源設備

点 検 基 準

	機器名	点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
冷却塔	水槽	内外部の汚れ・腐食状態並びに変形の点検清掃			○		
	送風機	回転状態運転時の電流の異常の有無、調整	○				
		カップリングのベルト・ボルト軸受けの異常の有無、調整		○			
		カップリングの偏芯の有無、点検				1/6ケ月	
		羽根の変形・損傷・腐食の有無、点検			○		
	充填機	充填機の汚れ・損傷・変形・欠落の点検清掃				1/6ケ月	
	補給水装置	ボールタップの腐食・変形・作動状態の点検			○		
		上水位停止位置の点検調整				1/6ケ月	
		補給水弁開閉機能の点検調整		○			
		補給水量の調整、記録				1/6ケ月	
	散水装置	散水状態の点検			○		
	冷却水	運転中の出入口温度測定	○				
		沈殿物・浮遊物の量等の点検清掃			○		
空調用ポンプ		漏水・漏気の有無の点検調整	○				冷暖房運転期間
		送水圧の異常の有無、点検調整	○				
		ポンプモーター配管の異常の有無、点検調整	○				
		ポンプ停止時の水高(水圧)計の指示値が一定であるかフード弁を点検			○		
		ポンプ及び接続配管・継ぎ手等の取付状態等の点検調整			○		
		電動機絶縁測定・記録				1/6ケ月	

６節　昇降機設備

2.6.1
運転・監視

（１）運転期間中は、表 2.6 に定めるところにより適正に毎日行い、昇降機の運行に支障があると認めたときは、直ちに運行を中止して発注者へ報告書のうえ、必要な措置を講ずる。

表 2.6　昇降機設備

項　　目	業　務　内　容	備　　考
1.エレベーター		
(1)　戸	1)戸の開閉が円滑で異音及び異常振動がないことを確認する。 2)戸閉め安全装置が正常に作動することを確認する。 3)敷居溝にごみや異物がある場合は清掃する。	
(2)乗場	1)乗場表示器の球切れ等がないことを確認する。 2)乗場ボタン，三方枠，戸及び敷居に損傷等がないことを確認する。	
(3)かご	1)戸並びにかごの周壁，天井及び床に剥離，損傷等がないことを確認する。 2)汚れがある場合は清掃する。 3)操作盤及び換気装置に損傷がなく，作動に異常がないことを確認する。 4)照明及び位置表示器の球切れ等がないことを確認する。 5)定員，積載荷重及び注意事項が正しく掲示されていることを確認する。	
(4)連絡装置	1)ベル又はブザーが正常に鳴動することを確認する。 2)インターホン又は電話器での通話が良好であることを確認する。	
(5)運行状況	1)加速及び減速がスムーズで，走行中振動，異音等がないことを確認する。 2)着床に異状がないことを確認する。	

表 2.6　昇降機設備

項　　目	業　務　内　容	備　　考
2.ダムウェーター		
(1)　戸	1)戸の開閉が円滑で異音及び異常振動がないことを確認する。	
(2)操作ボタン	1)損傷及び球切れがないことを確認する。	
(3)かご	1)戸並びにかごの周壁，天井及び床に剥離，損傷等がないことを確認する。 2)汚れがある場合は清掃する。 3)安全棒又は内扉機構の機能に異常がない（当該棒又は機構がある場合に限る。）ことを確認する。	
(4)出し入れ口	1)搭乗禁止、積載荷重及び注意事項が正しく掲示されていることを確認する。	
(5)連絡装置	1)ベル又はブザーが正常に鳴動することを確認する。 2)インターホン等での通話が良好であることを確認する。	
(6)運行状況	1)走行中振動，異音等がないことを確認する。 2)着床に異状がないことを確認する。	

３章　制御設備

１節　中央監視制御装置

3.1.1 一般事項	（１）監視制御設備の運転・監視に当たっては、監視制御対象設備を停止することなく行うものとする。 （２）警報等の異常発報時における措置及び連絡体制を等の対応方法については、あらかじめ担当職員及び電気主任技術者等と協議して定めておく。
3.1.2 運転・監視	（１）中央監視制御装置の運転・監視は、表 3.1 による

表 3.1　中央監視制御装置

項　　目	業　　務　　内　　容	周　期			備　考
		毎日	週１	月１	
1.監視制御盤類					
(1)外観	1)監視制御盤類に塵埃、腐食、浸水等の有無の確認及び温湿度調整装置等の確認を行う	○			
	2)監視制御盤類に異音、異臭及び異常振動の有無を目視、聴覚及び臭覚により確認する。	○			
	3)エアフィルターの清掃を行う。		○		
(2)操作	1)計器類（電圧計、電流計、記録計等）の記録など確認を行い、必要に応じて設備等の清浄な運転状態に制御する。	○			
(3)装置、機器等	1)ＣＲＴ、キーボード等に画面の異常、異臭及び異音の有無を確認し、異常な温度上昇及び作動の確認を行う。	○			
	2)プリンタの用紙量・印字確認、オンラインプリンタ等の確認を行う。	○			
	3)ＣＰＵ、ハードディスク等の異常、異臭及び異音の有無を確認し、異常な温度上昇及び動作モニタの確認を行う。		○		
	4)表示灯（ランプ類）のランプテストを行う。玉切れがある場合は交換を行う。		○		
	5)開閉器（配線用遮断機、電磁接触器等及びコントロールスイッチ、押しボタン等）の破損の有無を確認し、動作及び接点状態の確認を行う。		○		

表 3.1　中央監視制御装置

項　　目	業　　務　　内　　容	周　期			備　考
		毎日	週1	月1	
(4)電源装置	1)無停電電源装置の出力特性（入力電圧、直流電圧、出力電圧、出力電流、出力周波数等）を確認する 2)無停電電源装置の蓄電池の液面を確認し、最高・最低液面線の中間以下の場合は、精製水を補充する。(陰極吸収式シール形蓄電池は除く。)		○ ○		

４章　水道設備

１節　水道技術管理

4.1.1
一般事項

（１）請負者は飲料水供給施設の保守管理に伴い、水道法施行令第 6 条、水道法施行規則第 14 条、水道法第 25 条第 1 項の特例、水道法第 34 条第 2 項の特例に記載のある資格を有した水道技術管理者を置くこと。
（２）水質の異常発生時における措置及び連絡体制を等の対応方法については、あらかじめ担当職員及び水道技術管理者等と協議して定めておく。

4.1.2
管理業務

（１）水道技術管理者の業務は、表 4.1 による

表 4.1　水道技術管理

項　　目	業　務　内　容	備　　考
1.水道技術管理	1)本施設において、飲料水供給施設の新設、増設並びに改造を行った場合、水道法第 5 条に記載のある施設基準に適合しているかの検査を行うこと。なお、検査を行った場合、これに関する報告書を作成し 1 部を提出すること。 2)水道法第 20 条に基づき、本施設が第三者へ委託する浄水及び原水の水質検査結果を受け、必要に応じて指導を行うこと。 3)水道施設維持管理の業務に従事しているものに対し、水道法第 21 条による健康診断を受けさせること。 4)水道法第 22 条に基づき、本施設で行なっている消毒その他衛生上必要な措置について把握し、必要に応じて指導を行うこと。 5)人の健康を害するおそれがある事を知った場合、水道法第 23 条に基づく給水の停止を行うとともに本施設への報告を行うこと。 6)都道府県知事より給水停止命令があった場合は、水道法第 37 条に基づき給水の停止を行うこと。 7)月に一度以上、本施設を訪問し、飲料水供給施設の稼働状況について確認すること。 8)その他、専用水道の管理上、必要な事項が生じた場合は発注者に連絡をとり、速やかに指示を出すこと。 9)表 4-2 による水質検査を行うこと。	

表 4.2　水質検査

種　　別	検査項目	検査方法	周期
浄水（宿泊棟 A 棟３階洗面所）	残留塩素、色、濁度	残留塩素の測定は発注者が準備する、残留塩素測定用キット、試薬を使用する。色、濁度は目視とする。	日１回
給湯水（宿泊棟 A 棟３階洗面所）	温度、（温度が 55℃以下の場合は残留塩素）、色、濁度	同上	日１回
キャンプ場	残留塩素、色、濁度	同上	週１回

国立花山青少年自然の家

省エネルギー法に基づく管理標準

作成

平成21年3月

KEN Facilities 有限会社
ケン ファシリティーズ

管理標準の役割

省エネルギーの推進には、大きく分けて3つの方法があります。

省エネルギーの3分野
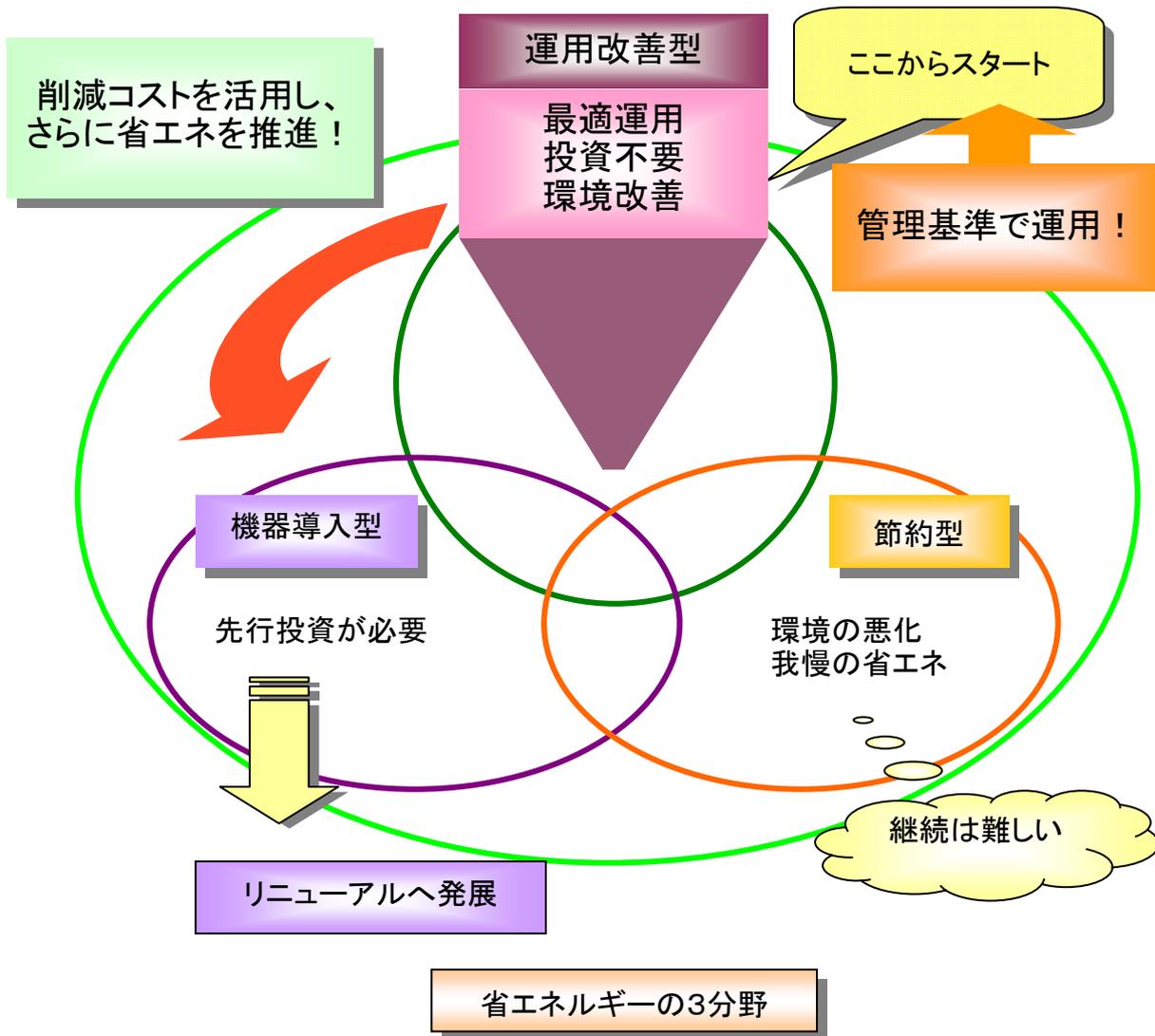
運用改善型省エネルギーは投資がほとんど不要。環境も悪化させず。取組み易い省エネルギーです。
管理標準がその運用基準を明確にします。

そして、管理基準はPDCA管理サイクルをまわしながら、
省エネルギーを推進していきます。
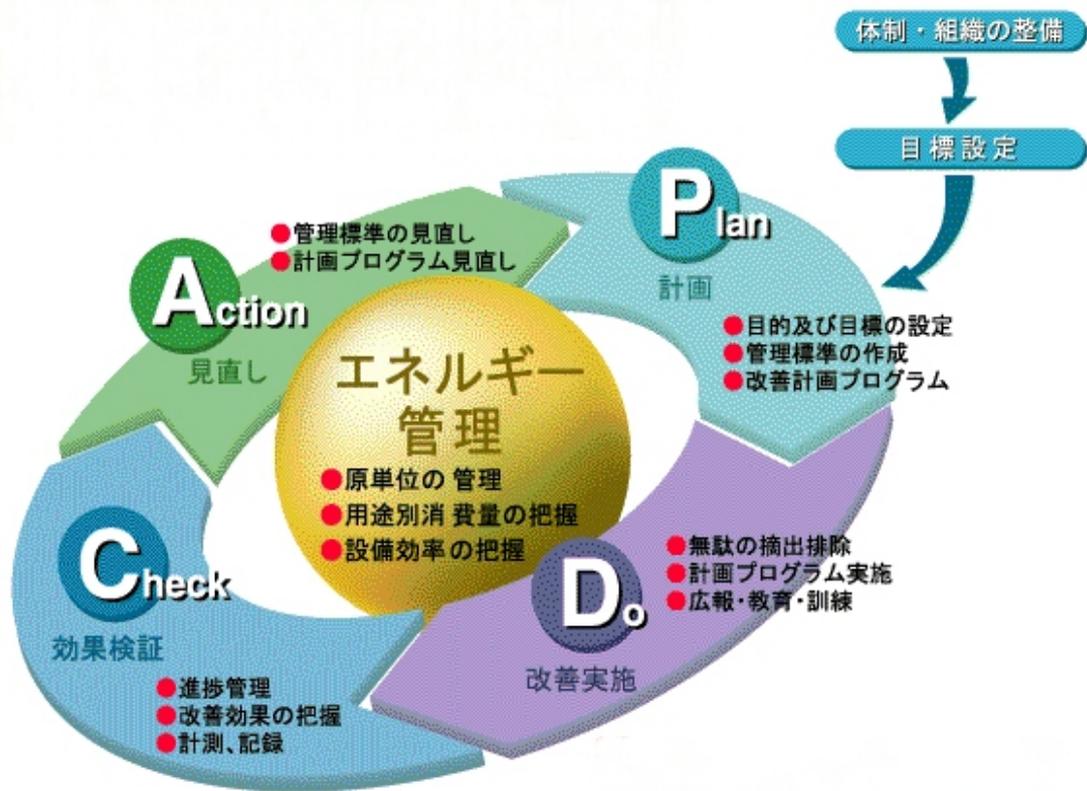
PDCAサイクルを回すことで、埋もれていた省エネ改善対策を
引き出すことができ、更なる省エネルギーを推進します。
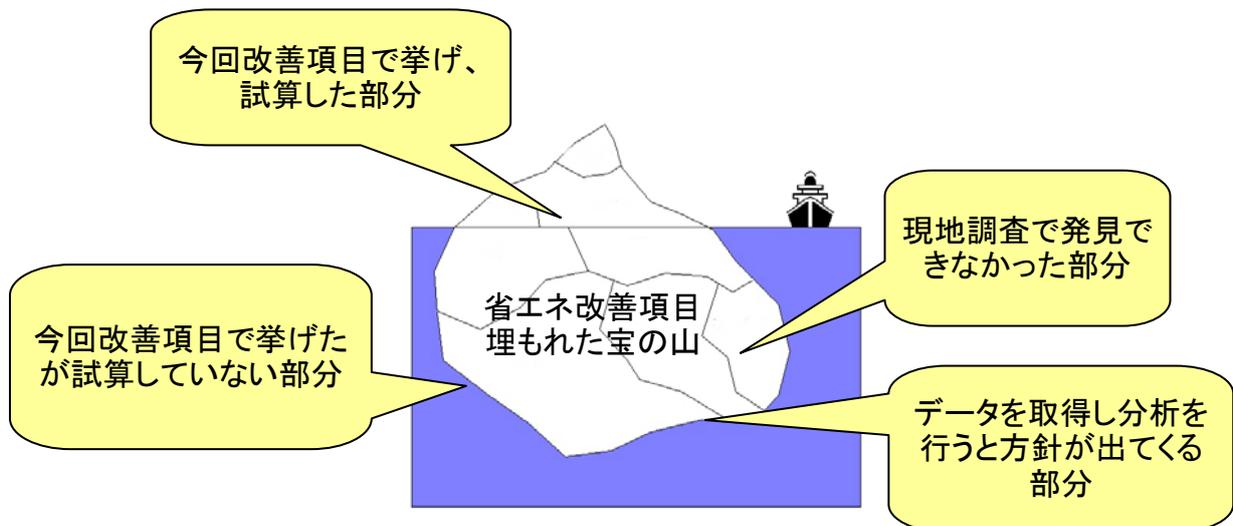
エネルギー管理指定工場は管理標準を策定し、
エネルギー消費原単位を5年間で5%、年平均1%削減しなければなりません
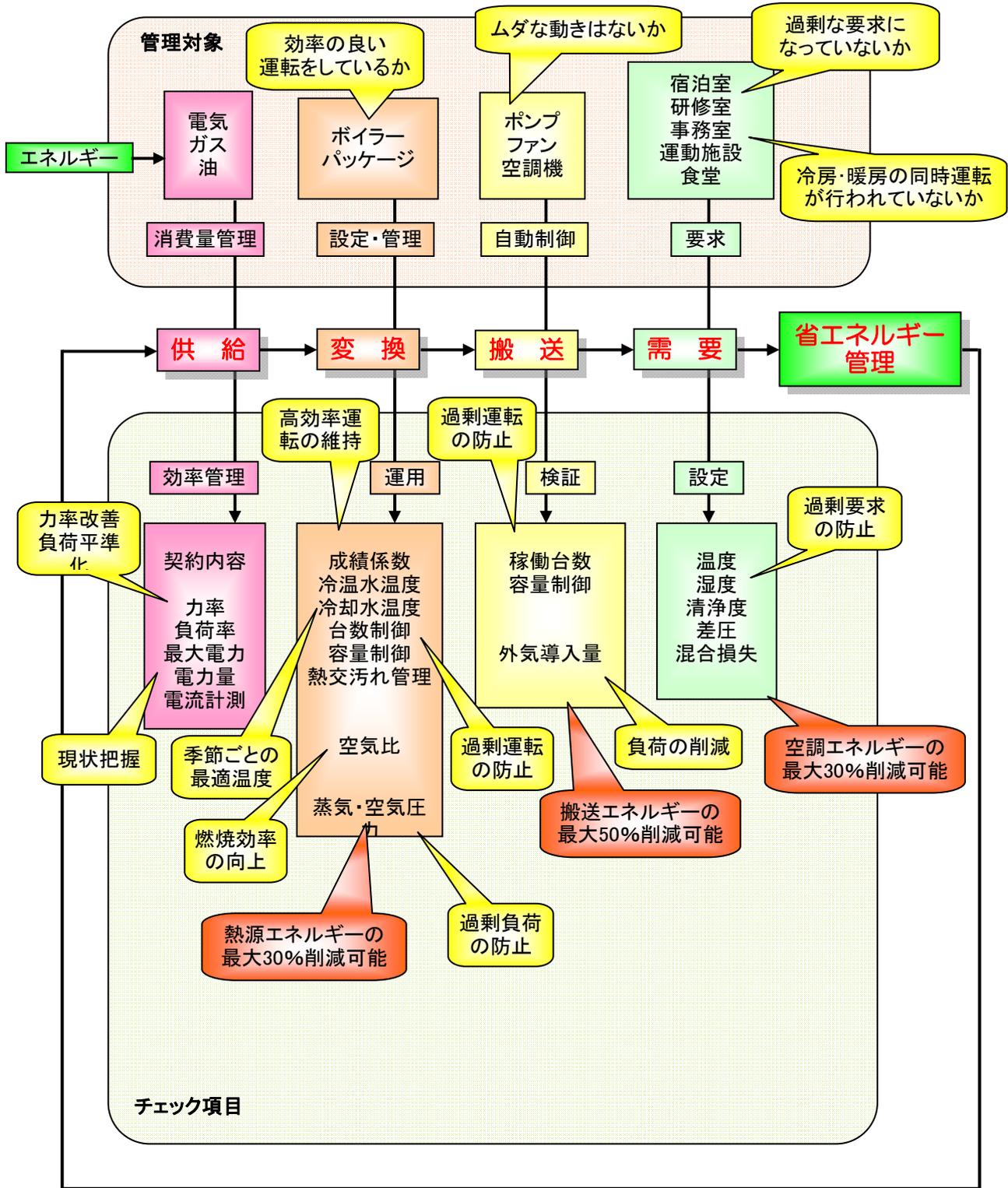
蒸気ボイラー　管理標準

1. 目的

本標準は、法に定める「工場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」を明確化、遵守することにより、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に行うことを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 管理対象設備：　蒸気ボイラー×2缶

設置場所：　中央機械室

(2) 型式・仕様：

名　称	メーカー・型式	製造年月	製造番号	定格蒸発量	最高圧力	伝熱面積
No.1	ヒラカワガイダム MP804	2000年 9月	B-12752	3.0 t/h	0.981 MPa	29.2 m^2
No.2			B-12751			

(3) 用　　途：　プレイホール棟（パネルヒーター）、管理研修棟、宿泊棟、食堂棟、スキー乾燥室、生活関連棟、食堂棟の暖房用蒸気供給

浴室への温水供給

3. 管理項目

項　目	管理基準	
概　　要	プレイホール棟（パネルヒーター）、管理研修棟、宿泊棟、食堂棟、スキー乾燥室、生活関連棟、食堂棟への暖房用蒸気の供給を行う。 暖房用蒸気供給は、供給先に応じて高圧・中圧・低圧ヘッダーを介して減圧されて行われる。 浴室給湯は、貯湯槽および給湯ヘッダーを介して行われる。 11～4月を暖房期とし、それ以外の時期（5～10月）は浴室給湯のために運転する。 外気温度が13℃を超えた場合、暖房用運転を停止する。	
不要時の停止	メンテナンス時（運転時間：　11～4月：6:00～22:00、5～10月：13:30～22:00）	
日常点検	1．計測測定 （1）蒸気圧力 2．状態確認 （1）異常音・振動点検 3．重油使用量	1回/日以上
蒸気圧力	0.45MPa　　高圧・中圧・低圧ヘッダーにて三段階に減圧	
空気比	1.3 （目標にして調整する）	

4. 計測・記録

項目	説　明
記　録	日報に記載する。
記録頻度	1回/日以上
計測場所	

記録項目		適正値	計測方法
①	蒸気圧力	0.45MPa	適正圧力 0.45MPa 効率UPのためには、なるべく低くする。 1.0 0.5 1.5 0 MPa 2.0
②	重油使用量		

※ 異常を発見した場合は修理および改善の処置を施し、状況を日誌に記録する。

5. 保守・点検（記録必要）

項　目	方　法	頻度
定期点検	1. ボイラー（内外）及び煙（内部）清掃点検 2. ボイラー付属機器の点検整備 3. 燃焼装置点検整備 （1）バーナー清掃 （2）燃焼調整 （3）制御弁作動状態点検、漏れ確認 （4）ベアリング摩耗確認 4. ボイラー制御盤内点検整備	2回/年
空気比の算出	排ガス中酸素濃度から空気比を算出し、燃焼状態を継続的に管理する。	2回/年

※ 異常が確認された場合は、連絡ルートに則り直ちに連絡をする。

6. 新設時の措置

(1) 高効率機器の導入

(2) 効率計測が可能となる計測器設置の検討

7. 実施時期

制定日　　平成21年4月1日

宿舎棟　真空暖房ポンプ　管理標準

1. 目的

本標準は、法に定める「工場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」を明確化、遵守することにより、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に行うことを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 管理対象設備:　真空暖房ポンプ×1台

設置場所:　中央機械室

(2) 型式・仕様:

メーカー	型　式	製造年月	給水量	給水ポンプ	真空度	真空ポンプ
前田鉄工所	PZ-25D-105	2000年11月	140 L/min	1.5 kW	-0.03 MPa	0.75 kW

(2) 用　　途:　蒸気ドレンの回収、ボイラーへの給水

3. 管理項目

項　目	管理基準	
概　　要	蒸気ドレンの回収、ボイラーへの給水を行う。	
不要時の停止	メンテナンス時（蒸気ボイラーと連動運転）	
日常点検	1. 計測測定 （1）電流 2. 状態確認 （1）異常音・振動点検	1回/日 以上

4. 計測・記録

項目	説　明
記　録	日報に記載する。
記録頻度	1回/日
計測場所	

記録項目	適正値	計測方法
① 電流		

※　異常を発見した場合は修理および改善の処置を施し、状況を日誌に記録する。

5. 保守・点検（記録必要）

項　目	方　法	頻度
定期点検	1. 外部汚れ清掃、損傷点検 2. 締付部のゆるみ点検 3. 軸芯の狂い点検調整 4. 機能の点検 5. モーターの過熱、絶縁抵抗測定 6. その他必要機器の点検整備	2回/年

※　異常が確認された場合は、連絡ルートに則り直ちに連絡をする。

6. 新設時の措置

7. 実施時期

制定日　　平成21年4月1日

オリエンテーション室　空調機　管理標準

1. 目的

本標準は、法に定める「工場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」を明確化、遵守することにより、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に行うことを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 管理対象設備:　空調機×1台

設置場所:　中央機械室

(2) 型式・仕様:

メーカー	型　式	製造番号	製造年月	風　量	加熱能力	電動機
新晃工業	90V	53T-20P-2	1978年8月	7,200 m^3/h	54.8 Mcal/h	1.5 kW

(3) 用　途:　オリエンテーション室の暖房

3. 管理項目

項　目	管理基準	
概　要	オリエンテーション室の暖房を行う。 暖房用蒸気は中央機械室の蒸気ボイラーより供給される。	
管理基準	温度は22℃に設定する。	
	過剰な設定にならないよう、注意を要す。 基準値は定期的に見直しをする。	
不要時の停止	メンテナンス時(室内使用時に運転する)	
日常点検	1. 計測測定 (1)室内温度 (2)電流 2. 状態確認 (1)異常音・振動の有無 (3)外観点検	2回/年 (暖房インと暖房中間)

4. 計測・記録

項目	説　明
記　録	日報に記載する。
記録頻度	2回/年(暖房インと暖房中間)
計測場所	

	記録項目	適正値	計測方法
①	室内温度	基準値 +2℃以内	
②	電流	5.4A以下	

※　異常を発見した場合は修理および改善の処置を施し、状況を日誌に記録する。

5. 保守・点検（記録必要）

項　目	方　法	頻度
定期点検	1. プレフィルター清掃 2. 外観確認	2回/年

※　異常が確認された場合は、連絡ルートに則り直ちに連絡をする。

6. 新設時の措置

(1) 外気導入量制御が可能な機器を選定する。

7. 実施時期

制定日　　　　　　平成21年4月1日

管理研修棟　空調機　管理標準

1. 目的

本標準は、法に定める「工場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」を明確化、遵守することにより、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に行うことを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 管理対象設備：　空調機×2台

設置場所：　管理研修棟空調機械室

(2) 型式・仕様：

系統名	メーカー	型　式	製造番号	加熱能力	風　量	送風機
大研修室用	新晃工業	7DH	54T202-2	46.2 Mcal/h	5,520 m^3/h	1.5 kW
ホールロビー用	1979年8月	5DH	54T202-1	29.0 Mcal/h	4,200 m^3/h	1.5 kW

(3) 用　途：　大研修室およびホールロビーの暖房

3. 管理項目

項　目	管理基準	
概　要	大研修室およびホールロビーの暖房を行う。 暖房用蒸気は中央機械室の蒸気ボイラーより供給される。	
管理基準	温度は22℃に設定する。	
	過剰な設定にならないよう、注意を要す。 基準値は定期的に見直しをする。	
不要時の停止	メンテナンス時（室内使用時に運転する）	
日常点検	1．計測測定 （1）室内温度 （2）電流 2．状態確認 （1）異常音・振動の有無 （3）外観点検	2回/年 （暖房インと暖房中間）

4. 計測・記録

項目	説　明
記　録	日報に記載する。
記録頻度	2回/年（暖房インと暖房中間）
計測場所	動力盤　②電流

	記録項目	適正値	計測方法
①	室内温度	基準値＋2℃以内	
②	電流	5.4A以下	

※　異常を発見した場合は修理および改善の処置を施し、状況を日誌に記録する。

5. 保守・点検（記録必要）

項　目	方　法	頻度
定期点検	1．プレフィルター清掃 2．外観確認	2回/年

※　異常が確認された場合は、連絡ルートに則り直ちに連絡をする。

6. 新設時の措置

（1）外気導入量制御が可能な機器を選定する。

7. 実施時期

制定日　　　　平成21年4月1日

厨房系統空調設備　管理標準

1. 目的

本標準は、法に定める「工場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」を明確化、遵守することにより、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に行うことを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 管理対象設備：　パッケージエアコン（室外機）×1台

設置場所：　生活関連棟厨房機械室

(2) 型式・仕様：

メーカー	型　式	製造番号	製造年月	冷房能力	暖房能力	圧縮機
ダイキン工業	RSXY280L	6202427	2002年8月	28.0 kW	31.5 kW	2.75+4.5 kW

(3) 用　途：　生活関連棟厨房の冷暖房

3. 管理項目

項　目	管理基準	
概　要	生活関連棟厨房の冷暖房を行う。	
管理基準	冷房温度：28℃	
	暖房温度：20℃	
	過剰な設定にならないよう、注意を要す。 基準値は定期的に見直しをする。	
不要時の停止	メンテナンス時（厨房使用時に運転する）	
日常点検	1．計測測定 （1）電流 2．フィルターの清掃 3．室外機の状態確認 （1）異常音・振動の有無 （2）外観点検	2回／年

4. 計測・記録

項目	説　明	
記　録	日報に記載する。	
記録頻度	2回／年	
計測場所	室外機	
記録項目	適正値	計測方法
① 電流		クランプメーターを用いて電流を計測する。

※　異常を発見した場合は修理および改善の処置を施し、状況を日誌に記録する。

5. 保守・点検（記録必要）

項　目	方　法	頻度
定期点検	1．フィルター清掃 2．外観確認	2回／年

※　異常が確認された場合は、連絡ルートに則り直ちに連絡をする。

6. 新設時の措置

（1） 高効率機器の導入

（2） 電力消費量の個別計測を検討

7. 実施時期

制定日　　　　　　平成21年4月1日

厨房排気ファン　管理標準

1. 目的

本標準は、法に定める「工場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」を明確化、遵守することにより、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に行うことを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 管理対象設備: ファン×2台

設置場所: 生活関連棟ファンルーム

(2) 型式・仕様:

記号	系統名	メーカー	型　式	製造年月	風　量	モーター
FE-1	厨房排気	荏原製作所	NO4 SRM03	2002年11月	18,300 m^3/h	7.5 kW
FE-2	厨房機械室排気		NO1 1/2 SRM03		1,650 m^3/h	0.4 kW

(3) 用　途: 厨房および機械室の排気

3. 管理項目

項　目	管理基準	
概　要	厨房および厨房機械室の排気を行う。	
不要時の停止	メンテナンス時（厨房使用時に運転する）	
日常点検	1. 計測測定 （1）電流 2. 状態確認 （1）異常音・振動点検	1回/月

4. 計測・記録

項目	説　明
記　録	日報に記載する。
記録頻度	1回/月
計測場所	FE-1　FE-2

記録項目		適正値	計測方法
①	電流	FE-1:26A以下 FE-2:1.4A以下	

※ 異常を発見した場合は修理および改善の処置を施し、状況を日誌に記録する。

5. 保守・点検（記録必要）

項　目	方　法	頻度
定期点検	1. ベアリング、Vベルト、プーリーの摩耗状況点検 2. 外観確認	1回/年

※ 異常が確認された場合は、連絡ルートに則り直ちに連絡をする。

6. 新設時の措置

(1) インバーターなど風量調整のできる機器を導入する。

7. 実施時期

制定日　　平成21年4月1日

受変電設備　管理標準

1. 目的

本標準は、法に定める「工場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」を明確化、遵守することにより、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に行うことを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 管理対象設備:　受変電設備
(2) 型式・仕様:　受電電圧:　6.6 kV
契約電力:　kW
(3) 用　途:　電力会社からの受電と国立花山青少年自然の家各所への送電

3. 管理項目

項　目	管理基準
概　要	国立花山青少年自然の家では、東北電力より高圧で受電した後、各所へ送電する。 デマンドコントロールは行っていない。 負荷平準化も特に行っていない。 非常用自家発電機が設置されている。
受電設備	①電圧、電流、力率、電力、電力量、負荷率の管理 それぞれについて標準値を設定し管理する。 ②最大電力の管理 契約電力を超過しないこと。 ③力率の管理 力率を100%に近付ける。 ④負荷率の管理 変圧器ごとの負荷率の管理を行い、負荷率60%以上を目標とする。 ⑤異常音、異常振動 聴覚、目視による確認を行う。
変圧器	①油温 サーモラベル確認による油温管理をする。(85℃) ②異常音、異常振動、油漏れ 聴覚、触手、目視による確認を行う。 ③変圧器負荷率の管理 二次電圧、二次電流、電力量の測定をし負荷率を把握する。(1回／年) ④電圧不均衡防止 単相負荷による電圧不均衡を防止するため、相間の電流を測定する。
進相コンデンサ	①自動力率調整器の利用 進相コンデンサーの設置等により力率を向上させている。 ②異常音、異常振動 聴覚、目視による確認を行う。
受電契約	負荷の平準化、最大電力の管理を行い、契約電力を低減するよう努める。

4. 計測・記録

説明
計測場所

項　目	適正範囲	記録	記録頻度
受電設備(特高変電所)			
受電電圧	6.6kV±3%	電気保安協会に委託する。	1回/年
電流	－		
力率	99%以上目標		
電力	－		
電力量	－		
変圧器			
室温	28℃	電気保安協会に委託する。	1回/年
変圧器油温	80～85℃		
油量	－		
二次電圧	トランス台帳による		
二次電流(相間)	トランス台帳による		
漏洩電流	－		
外観検査	－		

5. 保守・点検(記録必要)

項　目	方　法	頻度
定期点検	電気保安協会に委託する。	1回/年
	自家発電機の試運転	1回/年
	・その他点検項目については『特高変電所他電気設備点検・整備』による。	1回/3年

※　異常が確認された場合は、連絡ルートに則り直ちに連絡をする。

6. 新設時の措置

(1) 高効率トランスの導入

(4) 負荷平準化対応

7. 実施時期

制定日　　　　平成21年4月1日

業務報告書（日報）

平成　　年　　月　　日（　　）天気

勤務　　時　　分～　　時　　分

勤務時間計　　時間　　分

外気温 9時　℃最高　℃最低　℃ 機械室温度　℃ 湿度　%

日常点検業務時間計　　時間　　分

次長	会計担当

ボイラー運転記録

作成者　　　　印

ボイラー運転従事時間計　　時間　　分

※ ボイラー運転従事時間とは、ボイラー運転時間の前後に準備、片付けとして30分づつ加算した時間

No.1ボイラー

ボイラー運転時間合計　　時間　　分

時間			6	8	10	12	14	16	18	20	22	計
運転												時間 分
蒸気圧(MPa)												
給水	水位		良　否	良　否	良　否	良　否	良　否	良　否	良　否	良　否	良　否	
	温度(℃)											
	圧力(MPa)											
燃料	温度(℃)											
	圧力(MPa)											
缶水	電導率(ms/m)											
	PH											
	缶水ブロー(ﾘｯﾄﾙ)											ﾘｯﾄﾙ
煤煙濃度(%)												

No.2ボイラー

時間			6	8	10	12	14	16	18	20	22	計
運転												時間 分
蒸気圧(MPa)												
給水	水位		良　否	良　否	良　否	良　否	良　否	良　否	良　否	良　否	良　否	
	温度(℃)											
	圧力(MPa)											
燃料	温度(℃)											
	圧力(MPa)											
缶水	電導率(ms/m)											
	PH											
	缶水ブロー(ﾘｯﾄﾙ)											ﾘｯﾄﾙ
煤煙濃度(%)												

日常点検記録

点検項目	良	否	備考
貯湯槽			
タンク内温度			12時　℃
計器指示値			
漏れ等の確認			
循環ポンプ			
保温状況			
本体の損傷等			
防食装置			
空気調和器			
エアフィルター			1/月
運転音・振動等			1/月
制御装置			1/月
ファンコイルユニット			暖房期間中
運転音・振動等			
露出配管			
漏れ等の確認			1/月
弁・伸縮継手の動作			1/月
保温状況			1/月
送・排風機			
異音・振動・発熱の点検			1/月
Vベルトの伸び・亀裂・その他異音の点検調整・交換			1/月
潤滑油の点検・補充			1/月
中央監視装置			
汚損・損傷状況			
表示灯類の確認			
ｽｲｯﾁ類の位置・動作			
各種指示値の状態			

点検項目	良	否	備考
浄水装置			
ﾓﾆﾀｰ監視・確認			
前処理装置			1/週
急速ろ過装置			1/週
薬液注入装置			1/週
消毒剤の消費状態			1/週
残留塩素濃度			1/週　ppm
給水ポンプ			
送水圧力			1/週
運転電流値			1/週
異音・振動等			1/週
風呂ろ過装置			
漏水の確認			
塩素注入装置			
逆流洗浄			
高濃度洗浄			1/週
衛生器具			
取付状態			
水栓の破損・動作			
排水状態			
ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞの動作			
ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟの動作			
吐水量の確認			
消火栓ポンプ			
漏水の確認			
消火水槽			
漏水の確認			1/月
ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟの動作			1/月

燃料等使用量

		本日使用量		当月累計	
		m3	ﾘｯﾄﾙ	m3	ﾘｯﾄﾙ
給水	No. 1				
	No. 2				
燃料	No. 1				
	No. 2				
	OST				

重油受払

	地下タンク			
	No.1タンク		No.2タンク	
	m3	ﾘｯﾄﾙ	m3	ﾘｯﾄﾙ
入荷				
残量				
当日使用				
現残量				

日常点検記録

点検項目	良	否	備考
ボイラー			
本体の損傷・変形			1/月
保温・耐火材の状態			1/月
計器指示値			
水面計の吹出し			
低水位遮断器			
燃料・給水の漏れ			
バーナー			
燃料漏れ			
煤等の付着汚れ			
装着状態			
燃焼状態			
燃焼量制御			
燃焼安全装置動作			
煙突・ダンパー			
ﾀﾞﾝﾊﾟｰ類の開度			
排気漏れ			
損傷			1/月

点検項目	良	否	備考
ボイラー給水装置			
給水ポンプ			
運転音・漏れ等			
環水槽			1/月
軟水装置			
軟水硬化度			
薬液注入装置			
燃料関係			
サービスタンク			
燃料ポンプ			
燃料の漏れ			
蒸気ヘッダー			
計器指示値			
蒸気の漏れ			
保温状況			
本体の損傷等			

利用者数

利用種別	人数
宿泊利用	人
日帰り利用	人

勤務者

氏名	勤務時間
	時　分～　時　分
	時　分～　時　分
	時　分～　時　分

記事

ボイラー定期自主検査記録表

NO

検査年月日 平成　　年　　月　　日	次長		会計	

	項目	検査事項	異常 有	異常 無	状態と措置
本体	ボイラー本体	割れ、腐食、過熱 変形、漏れ			
	マンホール等 ふた取付部	割れ、漏れ、 ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの損傷			
	保温、ｹｰｼﾝｸﾞ	焼損、脱落			
燃料装置	ﾊﾞｰﾅｰﾀｲﾙ 炉内耐火材	焼損、脱落			
	煙道、煙突	媒の堆積、水の排出 腐食、漏れ			
	ｵｲﾙｽﾄﾚｰｼﾞﾀﾝｸ ｵｲﾙｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸ	漏れ、ドレン 液面制御の確認			
	燃料送給装置 流量計ｽﾄﾚｰﾅｰ	漏れ、作動状況 ｽﾄﾚｰﾅｰつまり 圧力計			
	ﾊﾞｰﾅｰ燃料遮断弁 ｴｱﾉｽﾞﾙ、ﾊﾞｰﾅｰﾁｯﾌﾟ ﾃﾞﾌｪｰｻﾞｰ	漏れ、損傷、異音 ｶｰﾎﾞﾝ附着			
	点火バーナー	電極棒、ﾄﾗﾝｽ 絶縁碍子、ﾘｰﾄﾞ線			
	押込ファン	ベアリング 異音			
	ﾘﾝｸ 機構、ｺﾝﾄﾛｰﾙﾓｰ	作動状況			
自動制御装置	起動、停止装置	作動点検			
	火災検出装置	不着火テスト			
	燃料遮断装置	機能、漏れ			

	項目	検査事項	異常 有	異常 無	状態と措置
自動制御装置	水位調節装置	連絡配管のつまり ﾁｬﾝﾊﾟ内のつまり 電極保持器、電極 低水遮断の確認			
	圧力調節装置	機能、漏れ			
	ｲﾝﾀｰﾛｯｸ 及び 電気配線	ｲﾝﾀｰﾛｯｸﾃｽﾄ 端子、損傷			
付属装置および付属品	水処理装置	腐食、漏れ、機能			
	給水装置	作動状態、異音 吐出圧			
	給水タンク	腐食、水位計 低水位警報			
	水面計 水柱管	機能、漏れ 表示、吹出試験			
	給水、蒸気管弁	漏れ、損傷			
	安全弁	損傷、状態、漏れ			
	給水ｽﾄﾚｰﾅｰ	作動、掃除			
その他	排ガス 監視措置	機能、損傷、汚れ			

備考

取扱主任者　　　　　　　　　　㊞

点検者　　　　　　　　　　㊞

第一種圧力容器定期自主検査記録表
給湯送りヘッダー

検査年月日 平　成　　年　　月　　日		次長		会計	
検　査　項　目		異常		状　態　と　措　置	
		有	無		
1	本　体　の　損　傷				
2	ふたの締付ボルトの摩耗				
3	管　及　び　弁　の　損　傷				
4	水　高　計　の　機　能				
5					
6					
7					
8					

取扱主任者　㊞

点検者　㊞

第一種圧力容器定期自主検査記録表
ストレージタンク

検査年月日 平　成　　年　　月　　日		次長		会計	
検　査　項　目		異常		状　態　と　措　置	
		有	無		
1	本　体　の　損　傷				
2	ふたの締付ボルトの摩耗				
3	管　及　び　弁　の　損　傷				
4	電　気　防　食　装　置　の　機　能				
5	水　高　計　の　機　能				
6					
7					
8					

取扱主任者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

点検者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

第二種圧力容器定期自主検査記録表
蒸気ヘッダー

検査年月日 平　成　　年　　月　　日		次長		会計	
検　査　項　目		異常		状　態　と　措　置	
		有	無		
1	本　体　の　損　傷				
2	ふたの締付ボルトの摩耗				
3	管　及　び　弁　の　損　傷				
4					
5					
6					
7					
8					

点検者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

小型圧力容器定期自主検査記録表
給湯送りヘッダー

<table>
<tr><td colspan="2">検査年月日
平　成　　年　　月　　日</td><td>次長</td><td></td><td>会計</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">検　　査　　項　　目</td><td colspan="2">異　常</td><td colspan="2" rowspan="2">状　　態　　と　　措　　置</td></tr>
<tr><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td>1</td><td>本　体　の　損　傷</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>ふたの締付ボルトの摩耗</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3</td><td>管 及 び 弁 の 損 傷</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">点検者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞</td></tr>
</table>